

○美郷雪華酵母ロゴマーク使用要綱

平成27年3月31日告示第32号

(趣旨)

第1条 この要綱は、美郷雪華酵母ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、ロゴマークとは別添ラベンダー酵母「美郷雪華」ロゴマークマニュアル（別図）により定められたものをいう。

(使用承認の申請)

第3条 ロゴマークを使用しようとする者は、あらかじめ美郷雪華酵母ロゴマーク使用承認申請書（様式第1号）に必要書類を添付して町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 美郷町及び国又は地方公共団体が広報及びそれに準ずる業務の目的で使用するとき。
- (2) 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。
- (3) その他町長が適当と認めたとき。

(使用承認)

第4条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、ロゴマークの使用を承認するものとする。

- (1) 法令や公序良俗に反するおそれのあるとき。
- (2) 町の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなるおそれのあるとき。
- (3) 特定の政治、思想、若しくは宗教の活動に利用されるおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人又は団体を町が公認しているような誤解を与え、又は売名に利用されるおそれのあるとき。
- (5) 不当な利益を得るために利用されるおそれのあるとき。
- (6) その他承認することが不適當と認められるとき。

2 町長は、前項の規定によりロゴマークの使用を承認したときは、美郷雪華酵母ロゴマーク使用承認通知書（様式第2号）により通知するものとする。

3 町長は、第1項の規定によりロゴマークの使用を承認しないときは、美郷雪華酵母ロゴマーク使用不承認通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(使用料)

第5条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第6条 ロゴマークの使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途にのみ使用し、かつ、町長の指示する条件に従うこと。
- (2) ロゴマークを町長の許可なく改造しないこと。
- (3) ロゴマークの使用開始後、速やかに使用状況を町長に報告すること。

(使用承認の取消し)

第7条 町長は、使用者がこの要綱及び承認の内容に違反していると認められるとき、又は虚偽の使用申請が判明したときは、使用承認を取り消すことができる。

- 2 町長は、前項の規定により使用承認を取り消したときは、使用者に対して美郷雪華酵母ロゴマーク使用承認取消通知書(様式第4号)により通知するものとする。
- 3 前項の通知を受けた使用者は、直ちに使用を中止しなければならない。
- 4 町長は、使用承認を取り消されたことにより生じた損害について、賠償する責任を一切負わない。

(ロゴマークに関する権利)

第8条 ロゴマークに関する一切の権利は、美郷町に属する。

- 2 使用者は、ロゴマークについて知的財産に関する一切の権利を新たに設定又は登録してはならない。

(損害賠償)

第9条 使用者は、その使用により美郷町に損害を生じさせたときは、その損害額を賠償しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、ロゴマークの取扱いについて必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。